

舞鶴市子ども・若者支援会議の委員を募集

子ども・子育てに関する施策を総合的に推進するための計画である「夢・未来・希望輝く舞鶴っ子」育成プランについての審議や子ども・若者の健全な成長を支援するための施策について協議する委員を募集。任期は3年。

【対象】市内在住の18歳以上で会議に出席できる人

【募集人数】2人

【申し込み方法】住所、氏名、年齢、電話番号、作文(子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするために大人ができること)を8000字程度を5月13日(金)までに郵送かファクス、市ホームページの応募フォームで子ども支援課(☎66・1008、FAX 62・7957)へ。

令和3年度の寄付・寄贈品

昨年度、市に寄せられた寄付を紹介(匿名希望の人・団体は掲載していません)。
 【寄付金】敬称略
 ◆ふるさと納税 5,334件
 ◆個人 ◆荒賀茂(迄)：30万円◆田中順一(行永)：30万円◆元ちとせ(歌手)

：30万円◆故吉田千鶴：100万円
 ◆団体 ◆海上保安学校内売店：27,589円◆舞鶴アマチュアカラオケ連盟：34,794円◆明治安田生命：423,500円◆舞鶴みなとライオンズクラブ：100万円
 【寄贈品】敬称略
 ◆団体 ◆国際ソロプチミスト舞鶴：児童図書◆舞鶴みなとライオンズクラブ：児童図書◆榎増田医科器械：医療用ガウン660着◆どんぐり卓球愛好会：卓球台1台◆舞鶴商工会議所青年部：児童図書◆田辺城ガイドの会歴史クイズ作成グループ：「田辺城の歴史クイズ&テキスト」◆榎渋谷組：テント一式◆(一財)舞鶴交通安全協会：安全傘◆舞鶴防犯協会：定規◆(一社)京都府トラック協会：ノート◆舞鶴ライオンズクラブ：ランドセルカバー、安全旗◆伊藤倫邦：伊藤傳吉遺品
 【その他】ふるさと納税として寄付いただいた5,334件、146,185,000円は寄付者のお志に沿うよう活用させていただきます。
 《まなびあむ、文化振興課、図書館課、福祉企画課、地域医療課、観光振興課》ふるさと応援寄付金担当、教育総務課

児童手当の制度が一部変更

現況届の提出が原則不要に

児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため、毎年6月頃に黄色の用紙で現況届をお届けしていただきました。

しかし、令和4年度からは、毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳などで確認することができるようになり、児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要になったため現況届の送付をしなくなりました。

ただし、次の人は引き続き現況届の提出が必要です。例年通り現況届を送付しますので、6月1日以降に提出をお願いします。

- ◆現況届の提出が必要な人
- ◆離婚協議中で配偶者と別居している人
- ◆配偶者からの暴力などで、住民票の住所地在舞鶴市と異なる人
- ◆児童の戸籍や住民票がない人
- ◆法人である未成年後見人 施設・里親の受給者

◆その他、市が提出を必要と判断した人
 ※該当する人で現況届が届かない場合は、問い合わせください。現況届の提出がない場合は、令和4年6月分以降の児童手当が受けられなくなります。
 ◆次の場合は速やかに届出を
 ◆市外に住民票がある配偶者や児童の住所、氏名が変わったとき(国外転出入を含む)
 ◆婚姻や事実婚により、児童と一緒に養育する配偶者等ができたとき
 ◆離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 ◆児童を養育しなくなったことなどで支給対象の児童がいなくなったとき
 ◆転職などで、受給者の加入する年金が変わったとき(3歳未満の児童がいる人のみ)

◆受給者が公務員になったとき
 ※必要な届け出が遅れ、過払いが発生した場合は、過払い分を返還してもらうこととなります。速やかに手続きをしてください。

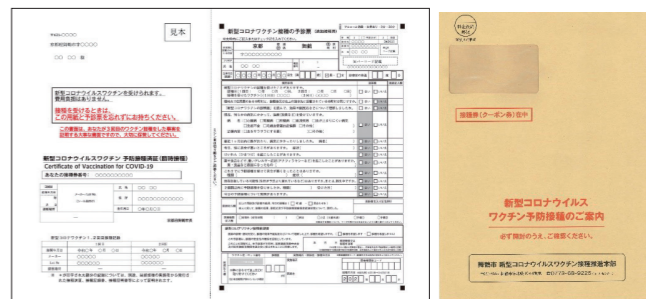
新型コロナワクチン接種コールセンター
 (☎68・9225、平日9時~17時)

新型コロナワクチンの接種情報

◆12歳~17歳の3回目ワクチン接種について

市では国の方針に基づき、次のとおり12歳~17歳の人を対象とした新型コロナワクチンの3回目接種を実施します。
【接種対象】2回目接種を完了してから6か月以上経過した市内在住の12歳~17歳
【ワクチンの種類】ファイザー社製ワクチン(12歳~17歳の人へ追加接種で使用できるのはファイザー社製のみ)
【接種期間】5月中旬~9月30日(金)
【接種費用】無料
【接種方法】特設会場(文化公園体育館など)での集団接種

※接種当日に会場にお持ちいただく接種券付予診票は、事前に意向調査の案内を送った角2サイズの封筒に入っています。忘れないように持参してください
 ※6月以降の接種方法については、決まり次第ホームページなどでお知らせします



▲接種券付予診票と接種券付予診票送付時の封筒

◆3回目ワクチン接種の申し込みについて

現在、昨年11月末までに2回目接種を終えた12歳以上の人には、3回目接種券と意向調査の案内を発送しており、接種希望の回答をした人に順次、接種日時などの案内通知を発送しています。文化公園体育館での集団接種は5月末で終了する予定ですので、意向調査への回答がまだの人は、早目に回答してください。なお、接種日時時点で15歳以下の人が接種をする場合、原則保護者の同伴が必要です。

※最新情報は市ホームページをご確認ください



受給者の所得が上限限度額以上の場合
は特例給付が受けられなくなります

児童手当の受給には所得制限があります。これまでは、児童を養育している人の所得が「所得制限限度額」以上の場合は「特例給付」として児童1人当たり月額一律5,000円を支給していました。

令和4年10月支給分(6~9月分)からは、児童を養育している人の所得が「所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は支給されなくなります(下表)。児童手当等が支給されなくなったあと、所得が「所得上限限度額」を下回った場合は、再び手当等を受けるために改めて認定請求書の提出が必要です(児童手当等が支給されなくなったあと、その年度内に給与所得控除などの税更正を行い所得が「所得上限限度額」を下回った場合も同様)。

公務員の人は勤務先へ

公務員の人は、勤務先から児童手当が支給されるため、勤務先に届け出・申請をしてください。

▼詳しくは、子ども支援課(☎66・1009)へ。

児童手当の所得例

◆児童2人と年収103万円以下の配偶者の計3人を扶養する場合

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入の目安	所得額	収入の目安
3人(児童2人と年収103万円以下の配偶者)	736万円	960万円	972万円	1200万円

※収入の目安は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

児童を扶養している人の所得が、

①未済…児童手当を支給
 ①以上②未済…法律の附則に基づく特例給付を支給

②以上…支給なし
 詳しくは、市ホームページ(右コードからアクセス可)で。

